

令和6年度東川町高齢者住宅バリアフリー改修支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者住宅のバリアフリー改修を行う場合に、その経費の一部を補助することについて必要な事項を定め、住宅のバリアフリー改修を促進し、高齢者が安全で安心して暮らせる住まいづくりを図ることを目的とする。なお、東川町高齢者住宅バリアフリー改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に当たっては、東川町補助金等交付規則（昭和58年4月1日規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者住宅 交付申請時に満65歳以上の者が居住している住宅
- (2) バリアフリー改修 バリアフリー改修対象基準に該当する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 高齢者住宅のバリアフリー改修を町内業者施工により行う者
- (2) 町税及び下水道料金等、町への納入金を完納している者
- (3) 補助対象箇所に対して、介護保険による改修費助成金及び国、道、町の補助金、交付金の支給を受けていない者
- (4) 過去に、東川町高齢者世帯住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱及びこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

(補助率及び補助金の額)

第4条 補助率は、バリアフリー改修に係る経費に要する費用の2分の1以内とする。

2 補助金の額は、25万円を上限とし千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助を受けようとするときは、申出書を提出した後、補助金等交付申請書に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、東川町補助金等交付規則第22条に定める別記様式第4号及び第5号は省略する。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するため次のとおり条件を附す。

- (1) 補助事業等の内容の変更をする場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(工事完了届)

第8条 補助事業者は、補助事業のバリアフリー改修が完成したときは、速やかに工事完了届を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による工事完了届を受理したときは、担当職員が検査を行うものとし、検査調書を作成する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に必要な関係書類を添えて町長に報告しなければならない。ただし、東川町補助金等交付規則第22条に定める別記様式第5号及び第22号は省略する。

(補助金等の額の確定等)

第10条 町長は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の額の確定後、補助金を交付するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。